

## 鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、鳥取市の消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を図るため、キャッシュレス決済を導入する事業者に対し補助することにより、キャッシュレス社会の実現に向けた基盤を構築し、もって本市の商業の振興を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 収益事業を営む法人又は個人事業主をいう。
- (2) キャッシュレス決済 クレジットカード、デビットカード、電子マネー、二次元コード決済その他の電子的な決済手段であって、購買に繰り返し利用できるものをいう。ただし、事業者間決済を除く。
- (3) 事業所 事業者が、物の販売、サービスの提供等の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市に事業所を有する次の各号の要件を満たす事業者とする。

- (1) 消費者と対面で金銭の授受を行う事業者
  - (2) キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、鳥取市内の事業所でキャッシュレス決済を導入及び運用するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、本補助金の申請を行う事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者としなない。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
  - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者
  - (3) 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団
  - (4) 鳥取市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）を滞納している事業者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事

## 業者

### (補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者がキャッシュレス決済を導入し、運用を行う事業とする。

2 補助対象事業は、本補助金の交付決定後に着手し、本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の1月末日まで（令和5年度中に本補助金の交付決定を受けた場合は、令和7年1月末日まで）に完了しなければならない。

### (補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

### (補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、10万円を上限とする。

### (交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）
- (4) キャッシュレス決済を導入することが分かる書類の写し

2 申請は、申請者につき1回限りとする。

### (交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

### (承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金額の増額を伴う変更以外の変更とする。

### (着手届の提出)

第11条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、令和5年度中に本補助金の交付の決定を受けた場合においては、補助対象事業の完了した日から起算して15日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

別表（第6条関係）

科目	備考
<p>キャッシュレス決済端末及び附属品の購入に係る経費</p>	<p>キャッシュレス決済端末本体機器（タブレット、スマートフォン等）、附属品（暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触用リーダーライター、バーコードリーダー等）、設置費用、インターネット回線の開設に要する工事費</p> <p>※リース及びレンタル料に係る経費、割賦支払いによる経費、その他キャッシュレス決済導入に必要と判断できないものは含まない。</p>
<p>キャッシュレス決済に要する手数料</p>	<p>キャッシュレス決済を導入した月から連続する6月分を上限とする。</p> <p>※月の中途からキャッシュレス決済を導入した場合、1月未満の部分を1月分とする。</p>

様式第1号（第8条及び第12条関係）

鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金 事業計画（報告）書

1 申請者

会社名	
代表者役職・氏名	
業種	

2 事業の概要

(1) 事業実施期間					
(2) 事業実施事業所					
(3) 事業経費					(単価：円)
No	経費名称	単価（税抜）	数量	金額（税抜）	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	合計				

※上記に記入した根拠となる資料（見積書、領収書等の写し）を添付して提出すること。  
※記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。  
※手数料の場合、決済月を備考欄に記入すること。

様式第2号（第8条及び12条関係）

鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金 収支予算（決算）書

申請者名：

1 収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	適 用
計		

2 支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	適 用
計		

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所  
会社名  
代表者役職・氏名 ⑩  
(自署の場合は押印不要)  
生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市キャッシュレス決済導入促進事業補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。